



第53回 定時株主総会 招集ご通知

【開催日時】

2023年5月24日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

【開催場所】

名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール 3階メインホール

【議 案】

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
11名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
報酬限度額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に
対する業績連動型株式報酬の額決定の件

株主の皆さまへ

- 会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、株主の皆さまによる株主総会資料の閲覧は原則ウェブサイトでの閲覧へと変更いたしております。詳しくは次ページをご確認ください。
- 株主の皆さまに対する公平な利益還元の見点およびその他諸般の事情を踏まえ、株主総会にご来場の株主の皆さまへのお土産は取り止めさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/2669/>



証券コード 2669
2023年5月8日

株 主 各 位

名古屋市緑区徳重三丁目107番地
カネ美食品株式会社
代表取締役社長 園 部 明 義

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kanemi-foods.co.jp>

(メニューより「株主・投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択のうえ、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2669/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2023年5月23日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート
名古屋コンベンションホール 3階メインホール

3. 目的事項
報告事項 第53期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額決定の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 当日の会場では、入口付近にアルコール消毒液を設置いたします。また、役員ならびに運営スタッフはマスク着用でのご対応をさせていただきます。ご出席される株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。
- 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、随時ご確認くださいませようようお願い申し上げます。**



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/2669/>





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年5月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年5月23日（火曜日）
午後6時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年5月23日（火曜日）
午後6時30分到着分まで

■ 議決権行使にあたっては、以下の事項をあらかじめご承知おきください。

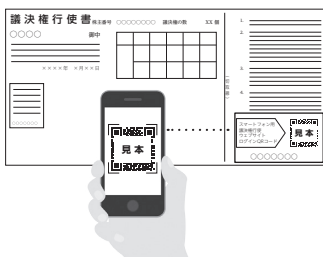
- ①インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ②インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ③各議案に賛否の表示がない場合は賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ④インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

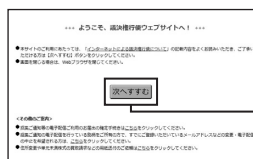
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

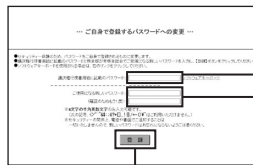
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の利益配分に関する基本方針は、業績に対応した成果の配分を行うことを基本とし、併せて企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して決定する方針を採っております。

この基本方針に基づき、剰余金の配当につきましては、継続的な配当の実施を目指すことを基本的なスタンスとしていく所存であります。

つきましては、当期の期末配当は普通配当22円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当(1株につき14円)を含めた年間配当金は、1株につき36円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、212,916,836円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年5月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、2023年3月20日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、「『おいしい』をカタチに」という理念のもと、当社を取り巻く事業環境が大きく変化する中、今後の成長を支える経営基盤の強化にも努める上で、監査等委員会設置会社は従来以上に機動的な対応を可能にするとともに、取締役会での議決権を有する監査等委員を選任することで、取締役会における監督機能をより一層高めることにも資するため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。
- (3) 本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>前1項、2項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任者の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="420 160 489 187">(新設)</p> <p data-bbox="182 356 548 384">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="164 402 748 465">第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="172 523 748 662">2 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="182 759 443 786">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="164 804 748 943">第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="172 955 748 1058">2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="182 1109 470 1137">(取締役会の決議の省略)</p> <p data-bbox="164 1155 748 1357">第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p data-bbox="1014 120 1099 148">変更案</p> <p data-bbox="772 160 1347 305">4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="783 356 1149 384">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="765 402 1347 505">第21条 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="772 523 1347 704">2 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="783 759 1043 786">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="765 804 1347 943">第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="772 955 1347 1058">2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="783 1109 1070 1137">(取締役会の決議の省略)</p> <p data-bbox="765 1155 1347 1285">第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第29条 当会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="182 163 470 193"><u>(社外監査役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="163 208 745 459">第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p data-bbox="417 512 489 542">(新設)</p> <p data-bbox="417 625 489 656">(新設)</p> <p data-bbox="417 792 489 822">(新設)</p> <p data-bbox="417 1134 489 1164">(新設)</p> <p data-bbox="163 1286 319 1316">第6章 計算</p> <p data-bbox="163 1324 628 1354">第36条 ～ 第38条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="1014 208 1090 238">(削除)</p> <p data-bbox="762 512 1022 542">第5章 監査等委員会</p> <p data-bbox="780 588 1014 618"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p data-bbox="762 625 1344 694">第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p data-bbox="780 746 1090 777"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="762 792 1344 928">第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="762 943 1344 1041">2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p data-bbox="780 1094 1014 1124"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p data-bbox="762 1140 1344 1238">第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p data-bbox="762 1286 917 1316">第6章 計算</p> <p data-bbox="762 1324 1253 1354">第33条 ～ 第35条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）11名の選任をお願いしたいと存じます。各候補者の指名については、指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会において決定したものであります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (ふりがな)	当社における 現在の地位	特に有する専門性・知識・経験						
			企業経営	業界経験	店舗・工場 運営管理	商品・ マーケティング	財務・会計 経営企画	法務・リスク マネジメント	人事・労務
1	園部 明義 (そのべ あきよし)	代表取締役社長	●	●	●	●			
2	寺山 雅也 (てらやま まさや)	執行役員 社長補佐	●	●	●				
3	中田 究 (なかた きわむ)	取締役執行役員 事業統括	●	●	●			●	
4	江森 優 (えもり まさる)	執行役員 業務統括補佐	●	●		●			
5	濱村 健太 (はまむら けんた)	取締役執行役員 事業統括補佐(政策担当) (兼)eashion推進本部長	●	●	●	●			
6	腰 和則 (こし かずのり)	取締役執行役員 事業統括補佐 (外販事業担当)	●	●	●				
7	伊藤 佳司 (いとう けいじ)	執行役員 テナント事業本部長		●	●				
8	中島 大介 (なかしま だいすけ)	執行役員 外販事業本部長		●	●				
9	三浦 寛久 (みうら ひろひさ)	執行役員 商品政策本部長		●	●	●			
10	初山 俊也 (はつやま としや)	—	●	●	●	●			
11	高野 哲朗 (たかの てつろう)	—	●					●	●

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	その べ おき よし 園 部 明 義 (1967年4月4日生)	1993年4月 当社入社 2003年4月 当社K-STAGE運営部長 2010年4月 当社執行役員テナント事業本部統括(兼)K-STAGE運営部長 2011年4月 当社執行役員テナント事業本部統括(兼)中京第1運営部長 2012年4月 当社執行役員テナント事業本部長 2012年6月 当社取締役テナント事業本部長 2013年4月 当社取締役テナント事業本部長(兼)eashion第2運営部長 2014年4月 当社取締役テナント事業本部長 2017年4月 当社常務取締役事業統括本部長 2018年4月 当社常務取締役事業統括本部長(兼)商品企画本部長 2019年3月 当社常務取締役商品企画本部長 2019年5月 当社代表取締役社長(兼)商品企画本部長 2021年3月 当社代表取締役社長(現任)	2,962株
<p>(取締役候補者とした理由) 園部明義氏は、長年テナント店舗の業務に携わり、百貨店や駅ビル等への新規出店の推進や品質・サービスの向上に尽力し、2017年からは事業統括本部長として、2019年からは代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し経営基盤の強化に尽力してまいりました。その実績や豊富な経験、培った人脈を活かし、今後も企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> てら やま まさ や 寺 山 雅 也 (1974年6月2日生)	1999年3月 株式会社ドン・キホーテ入社 2007年5月 同社静岡両替町店(兼)静岡SBS通り店店長 2009年7月 株式会社ビッグワン一宮店店長 2010年1月 同社楽市街道名古屋店店長 2010年9月 株式会社長崎屋浜松可美店店長 2012年5月 同社東海支社統括店長 2014年2月 同社北陸支社支社長 2015年9月 同社北陸(兼)群馬長野支社支社長 2017年4月 同社NEWMEGA東日本第8支社支社長 2020年9月 UDリテール株式会社豊田エリア ミリオンスター支社長 2021年10月 同社岐阜エリア ミリオンスター支社長 2023年4月 当社執行役員社長補佐(現任)	—
<p>(取締役候補者とした理由) 寺山雅也氏は、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの各業態において要職を歴任した経験を有しており、その経験から店舗運営マネジメントの能力に長けており、新規業態の先駆者として多岐にわたる業態の成功パターンを構築してまいりました。また、様々な業態の人財をまとめ上げ、最大限のパフォーマンスを発揮させる能力に特化した人物でもあります。その実績や豊富な経験、高い見識を当社の経営に反映していただけることを期待し、新たに取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>なか た きわむ 中 田 究 (1968年7月19日生)</p>	<p>1994年4月 当社入社 2000年4月 当社新潟工場長 2007年3月 当社岡崎工場長 2011年1月 当社管理部長 2012年6月 当社人事部長 2013年4月 当社執行役員総務部長 2018年4月 当社上席執行役員外販事業本部長 2019年5月 当社取締役外販事業本部長 2022年3月 当社取締役事業統括 2022年5月 当社取締役執行役員事業統括(現任)</p>	940株
<p>(取締役候補者とした理由) 中田究氏は、外販事業の工場長を歴任し、工場運営において専門的な知識や的確な判断で外販事業の発展の一翼を担ってまいりました。その後業務部門や外販事業本部長を経て、現在は事業統括として3事業本部を横断的に統括し、事業構造改革の推進に尽力しました。その実績や豊富な経験を活かし、今後も企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
4	<p>新任 え もり まさる 江 森 優 (1974年9月18日生)</p>	<p>2000年10月 株式会社ドン・キホーテ入社 2004年5月 同社統括店長(兼)北池袋店店長(兼)第六事業部(アパレル)エリア長 2004年11月 株式会社リアリット取締役 2014年6月 ストアークルーズ株式会社副社長 2015年3月 株式会社バリューアンドリンク代表取締役社長 2015年7月 ストアークルーズ株式会社代表取締役社長 2019年6月 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス広報室(グループ広報)部責任者 2022年10月 同社広告企画部(グループ広告)部責任者 2023年4月 当社執行役員業務統括補佐(現任)</p>	—
<p>(取締役候補者とした理由) 江森優氏は、営業職の経験を経て、自身を代表者とした会社2社の設立・運営に尽力し、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス内においては、広報・広告・マーケティングから業務効率化全般にわたる幅広い業務の遂行に尽力してまいりました。その実績や豊富な経験、高い見識を当社の経営に反映していただけることを期待し、新たに取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	はまむらけんた 濱村健太 (1977年8月12日生)	2000年3月 株式会社ドン・キホーテ入社 2004年6月 同社第一営業本部第三事業部カテゴリーリーダー 2006年6月 同社第四事業部カテゴリーリーダー 2017年4月 同社フード・リカーMD開発本部E XMD 2019年2月 同社デリカMD開発本部本部長 2019年11月 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスデリカMD開発本部本部長 2021年4月 当社執行役員社長付 2021年5月 当社取締役事業開発推進管掌(運営担当) 2022年5月 当社取締役執行役員事業統括補佐(政策担当) 2023年3月 当社取締役執行役員事業統括補佐(政策担当)(兼)eashion推進本部長(現任)	-
<p>(取締役候補者とした理由) 濱村健太氏は、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスのデリカMD開発本部長として主に業態ごとのMD開発や人材育成に尽力し、当社の取締役に就任してからは、さらなる成長に向けた事業戦略を積極的に推進してまいりました。その豊富な経験や知見を活かし、企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
6	こしかずのり 腰和則 (1970年5月20日生)	1993年3月 ユニー株式会社入社 2013年2月 同社営業統括本部食品本部プロセスセンター管理部瀬戸PCセンター長 2018年2月 同社営業統括本部食品本部プロセスセンター管理部部長 2020年2月 同社営業企画本部プロセスセンター管理部部長 2021年1月 同社食品本部プロセスセンター管理部部長 2021年4月 当社執行役員社長付 2021年5月 当社取締役事業開発推進管掌(製造担当) 2022年5月 当社取締役執行役員事業統括補佐(外販事業担当)(現任)	-
<p>(取締役候補者とした理由) 腰和則氏は、ユニー株式会社において店舗運営業務や物流、プロセスセンター管理業務等、長年にわたり幅広い業務に携わり、主にシステム構築に尽力し、当社の取締役に就任してからは、さらなる成長に向けた事業戦略を積極的に推進してまいりました。その豊富な経験や知見を活かし、企業価値向上のための適切な経営判断がなされることを期待し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> 伊藤佳司 (1975年4月25日生)	1999年1月 当社入社 2013年4月 当社中京第5運営部長代理 2013年10月 当社中京第5運営部長 2019年3月 当社テナント事業本部政策担当部長 2022年3月 当社執行役員テナント事業本部長(現任)	-
(取締役候補者とした理由) 伊藤佳司氏は、長年テナント店舗の業務に携わり、店舗運営や品質・サービスの向上に尽力し、テナント事業の発展の一翼を担ってまいりました。2019年からはテナント事業の政策担当としてデータ分析や店舗戦略の立案を推し進め、収益の向上に尽力してまいりました。その実績や豊富な経験、高い見識を当社の経営に反映していただけることを期待し、新たに取締役候補者となりました。			
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> 中島大介 (1970年8月20日生)	1994年4月 当社入社 2004年4月 当社京都副工場長 2006年4月 当社京都工場長 2006年11月 当社京都南工場長 2016年4月 当社京都工場長 2017年4月 当社執行役員第3生産統括部長 2021年3月 当社執行役員外販事業本部担当 2022年3月 当社執行役員外販事業本部長(現任)	-
(取締役候補者とした理由) 中島大介氏は、外販事業の工場長を歴任し、工場運営において専門的な知識や的確な判断で外販事業の発展の一翼を担ってまいりました。2017年からは執行役員として外販事業全体を統括し、工場運営の最適化などを推し進め、収益基盤の強化に尽力してまいりました。その実績や豊富な経験、高い見識を当社の経営に反映していただけることを期待し、新たに取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
9	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> 三 浦 寛 久 <small>み うら ひろ ひさ</small> (1979年6月25日生)	2009年 4 月 株式会社ドン・キホーテ入社 2015年 9 月 同社埼京支社フード&リカーシニアMDプランナー 2017年 4 月 同社NEWMEGA東日本営業本部フード&リカーシニア MDプランナー 2018年 1 月 同社NEWMEGA東日本営業本部(兼)UDリテール関東営 業本部生鮮エグゼクティブMDプランナー 2020年 9 月 同社デリカMD開発本部デリカカテゴリリーダー 2023年 3 月 当社執行役員商品政策本部長(現任)	—
<p>(取締役候補者とした理由) 三浦寛久氏は、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの食品事業において要職を歴任された経験を通じて、商品知識・商流・物流・マーケティングにおける高い見識と幅広い知識を有しております。その実績や豊富な経験、高い見識を当社の経営に反映していただけることを期待し、新たに取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> はつ やま とし や 初山俊也 (1980年2月8日生)	2002年3月 株式会社ドン・キホーテ入社 2006年7月 同社営業本部第4事業部エリアカテゴリーリーダー 2011年10月 株式会社長崎屋長崎屋プロジェクトリーダー 2017年4月 株式会社ドン・キホーテフード・リカーMD開発本部 フード・リカーエグゼクティブマーチャンダイザー 2019年2月 同社フレッシュフードMD開発本部本部長(兼)フィロソフィー エグゼクティブオフィサーマーチャンダイザー 2019年7月 株式会社パン・パシフィックリテールサポートフレッシュフード MD開発本部本部長(兼)フィロソフィーエグゼクティブオフィサー マーチャンダイザー 2019年11月 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス フレッシュフードMD開発本部本部長(兼)フレッシュフードカテゴリー リーダー(兼)フード・リカーMD開発本部本部長 2020年7月 同社執行役員CMO(食品)フレッシュフードMD開発本部本部長(兼) フレッシュフードカテゴリーリーダー(兼)フード・リカーMD開発 本部本部長(兼)株式会社ドン・キホーテ取締役 2021年7月 同社上席執行役員共同CMOフレッシュフードMD開発本部本部長 (兼)フレッシュフードカテゴリーリーダー(兼)フード・リカーMD 開発本部本部長(兼)株式会社ドン・キホーテ取締役 2022年10月 同社上席執行役員共同CMO(兼)株式会社ドン・キホーテ 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 上席執行役員共同CMO(兼)株式会社ドン・キホーテ取締役	-
<p>(取締役候補者とした理由) 初山俊也氏は、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスのCMO、株式会社ドン・キホーテの取締役として経営全般の視点を有し、また食品事業における要職を歴任してきた経験から、特に商品知識・商流・物流・マーケティングにおける高い見識と幅広い知識を有しております。その実績や豊富な経験、高い見識を当社の経営に反映していただけることを期待し、新たに取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
11	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <small>たか の てつ ろう</small> 高野 哲 朗 (1963年4月13日生)	1986年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2013年1月 同社監査部長代行(兼)監査部監査第二室長 2018年4月 株式会社日本アクセス審議役内部統制・監査部長 2018年10月 同社執行役員最高リスクマネジメント責任者(兼)内部統制・監査部長 2020年4月 同社常務執行役員最高リスクマネジメント責任者(兼)人事・総務管掌 2021年4月 同社常務執行役員最高リスクマネジメント責任者(兼)人事・総務・法務・コンプライアンス・食品安全管理管掌 2022年4月 同社取締役常務執行役員最高リスクマネジメント責任者(兼)人事・総務・法務・コンプライアンス・食品安全管理管掌(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本アクセス取締役常務執行役員最高リスクマネジメント責任者(兼)人事・総務・法務・コンプライアンス・食品安全管理管掌	—
<p>(取締役候補者とした理由) 高野哲朗氏は、株式会社日本アクセスにおける取締役として経営全般の視点を有し、また同社および伊藤忠商事株式会社において要職を歴任してきた経験から、特に監査・リスクマネジメント・食品安全管理など経営のリスク管理における高い見識と幅広い知識を有しております。その実績や豊富な経験、高い見識を当社の経営に反映していただけることを期待し、新たに取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用)、またこのほか現に損害賠償請求がなされていなくても損害賠償請求がなされる恐れがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用を当該保険契約より填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。各候補者の指名については、指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会において決定したものであります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしていたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (ふりがな)	当社における 現在の地位	特に有する専門性・知識・経験						
			企業経営	業界経験	店舗・工場 運営管理	商品・ マーケティング	財務・会計 経営企画	法務・リスク マネジメント	人事・労務
1	白井 恭幸 (しらい やすゆき)	執行役員 コンプライアンス担当	●	●	●	●			
2	松岡 正明 (まつおか まさあき)	監査役	●				●		
3	池田 桂子 (いけだ けいこ)	社外取締役	●					●	
4	佐藤 雅弘 (さとう まさひろ)	—	●				●		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> しら い やす ゆき 白 井 恭 幸 (1965年5月23日生)	1990年3月 ユニー株式会社入社 2008年2月 同社ピアゴ営業本部食品部精肉担当部長 2016年2月 同社営業統括本部食品本部アピタ食品部精肉部長(兼)ピアゴ食品部精肉部長 2017年3月 同社営業統括本部食品本部精肉部長 2017年9月 当社執行役員事業統括本部付テナント事業担当部長 2018年6月 当社取締役事業統括本部付テナント事業担当部長 2019年5月 当社経営企画室長 2020年3月 当社企画管理部長 2021年3月 当社執行役員商品企画本部長 2023年3月 当社執行役員コンプライアンス担当(現任)	—
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>白井恭幸氏は、ユニー株式会社における精肉部長等の経験を経て、2017年からはテナント事業の担当役員として、当社の店舗運営における課題解決に尽力してまいりました。その後、管理部門の責任者や商品企画本部長を歴任した経験から、経営全体を多角的な視点で捉えることのできる人物であります。その実績や豊富な経験、高い見識をもとに取締役の業務執行の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <small>まつ おか まさ あき</small> 松 岡 正 明 (1949年6月25日生)	1973年11月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1976年 9月 公認会計士登録 1988年 7月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)社員就任 2014年 7月 公認会計士松岡正明事務所所長(現任) 2015年 6月 当社社外取締役 2015年 8月 ミタチ産業株式会社社外取締役(現任) 2016年 8月 リンナイ株式会社社外監査役(現任) 2019年 5月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士松岡正明事務所所長 ミタチ産業株式会社社外取締役 リンナイ株式会社社外監査役	-
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>松岡正明氏は、公認会計士としての財務および会計に関する相当程度の知見や豊富な経験、幅広い見識に加え、これまでも当社の監査役のみならず、他企業の社外役員を兼務されている中で、企業経営に対するコンプライアンスの視点を有しております。引き続き、その独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に活かすとともに、客観的な立場から取締役の業務執行の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> いけ だ けい こ 池 田 桂 子 (1956年8月20日生)	1983年 4月 弁護士登録 1986年 8月 池田法律事務所設立(現 池田総合法律事務所・池田特許事務所) 2000年 7月 弁理士登録 2017年 4月 日本弁護士連合会副会長 2018年 4月 中部弁護士会連合会理事長 2019年 5月 当社社外取締役(現任) 2019年 6月 中部日本放送株式会社社外取締役(現任) 2020年 6月 東邦瓦斯株式会社社外監査役(現任) 2020年 6月 日邦産業株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 池田総合法律事務所・池田特許事務所弁護士・弁理士 中部日本放送株式会社社外取締役 東邦瓦斯株式会社社外監査役 日邦産業株式会社社外取締役	-
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>池田桂子氏は、社外役員となること以外の方法で直接経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門知識と数多くの経験を有しており、2019年に当社の社外取締役に就任されてからは、取締役会の意思決定の適正性の確保や業務推進の様々な局面において有益な助言も得られております。引き続き、その独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に活かすとともに、客観的な立場から取締役の業務執行の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> 佐藤 雅弘 (1959年1月10日生)	1981年4月 名古屋国税局国税専門官 1987年7月 国税庁調査課国際調査管理官付 1994年4月 名古屋国税局調査部国際調査課調査部調査審理課第二係長、国際調査係長、特別国税調査官付主査 2000年7月 名古屋国税局課税第二部法人課税課国際税務専門官 2001年7月 豊田税務署法人課税第一部門統括官 2002年7月 税務大学校名古屋研修所総合研修担当教育官 2004年7月 名古屋国税局調査部調査第二部門総括主査 2005年7月 名古屋国税局調査部調査管理課課長補佐 2006年7月 新日本アーンストアンドヤング税理士法人(現 EY税理士法人)入所 2011年8月 EY税理士法人名古屋事務所所長 2019年7月 佐藤雅弘税理士事務所所長(現任) (重要な兼職の状況) 佐藤雅弘税理士事務所所長	-
<p style="text-align: center;">(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>佐藤雅弘氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、国税庁および国税局での要職を歴任し、退官後も税理士として専門的知識と豊富な経験を有しております。その独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に活かすとともに、客観的な立場から取締役の業務執行の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用)、またこのほか現に損害賠償請求がなされていなくても損害賠償請求がなされる恐れがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用を当該保険契約より填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 松岡正明氏、池田桂子氏および佐藤雅弘氏は、社外取締役候補者であります。
4. 池田桂子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって4年となります。
5. 当社は、池田桂子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 松岡正明氏、佐藤雅弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合、当社は独立役員として両氏を同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。候補者の指名につきましては、指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会において決定したものであります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしていたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
かとう かつ ひこ 加藤 克彦 (1962年9月21日生)	1989年10月 サンワ・等松青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 1993年 8月 公認会計士登録 2008年 7月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)社員就任 2020年 8月 加藤克彦公認会計士事務所開設 2020年12月 株式会社サカイホールディングス社外取締役 2021年 2月 税理士登録 2021年 9月 公益財団法人杉浦記念財団監事(現任) 2022年 4月 学校法人瀬木学園監事(現任) 2022年 6月 株式会社ファインシンター社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ファインシンター社外監査役	-
(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由)		
加藤克彦氏は、公認会計士、税理士としての財務および会計に関する相当程度の知見や豊富な経験、幅広い見識を有するとともに、法人の監事や他企業の社外監査役を兼務されている中で、企業経営に対するコンプライアンスの視点を有しております。その独立性と専門性を備えた幅広い見識を当社の経営に活かすとともに、客観的な立場から取締役の業務執行の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加藤克彦氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用)、またこのほか現に損害賠償請求がなされていなくても損害賠償請求がなされる恐れがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用を当該保険契約より填補することとしております。補欠の監査等委員である社外取締役候補者が監査等委員である社外取締役に就任する場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬限度額の定めに加え、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の設定についてご承認をお願いするものであります。

現在の取締役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第24回定時株主総会において、年額300百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

新たな報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責と重要性和昨今の経済事情等諸般の事情を勘案した上で年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とさせていただきますと存じます。

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬を決定するにあたっての「取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法」に従い、当該報酬限度額は、当社の事業規模や経営状況、従業員の給与水準等を勘案しており、当該決定方針と照らして相当であると考えております。

現在の取締役は9名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬限度額の設定についてご承認をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、監査等委員である取締役の職責と重要性和昨今の経済事情等諸般の事情を勘案した上で年額50百万円以内とさせていただきますと存じます。

当該報酬限度額は、当社の事業規模や経営状況、従業員の給与水準等を勘案しており、当該決定方針と照らして相当であると考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額決定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2016年6月23日開催の第46回定時株主総会および2021年5月25日開催の第51回定時株主総会において取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、改めて取締役（監査等委員である取締役、社外取締役、非常勤取締役、出向者および翌期退任予定者を除くものとする。）および執行役員（以下、併せて「取締役等」といいます。）に対する本制度に係る報酬枠を設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、本制度に係る報酬枠の内容は原決議の内容と実質的に同一であります。また、本制度は取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていることから、相当であると判断しております。

具体的には、第6号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠で、取締役に対する本制度に係る報酬等の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は5名となります。なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

2. 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員株式給付規程に定める1事業年度毎の所定の時期において、同規程の定めに従い所定の受益者確定手続を行った日または取締役等の退任日のいずれか早い日（以下、「受益者確定日」といいます。）以後、同規程の定める給付日となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役、非常勤取締役、出向者および翌期退任予定者を除くものとする。）および執行役員

(3) 信託期間

2016年9月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2016年3月末日で終了した事業年度から2020年2月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間、および当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、34百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当社株式10,000株を取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として対象期間ごとに本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を本信託に拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に對する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、下記(6)のとおり取締役に付与されるポイント数の上限は対象期間において50,000ポイント（うち取締役分として35,000ポイント）であるため、対象期間において本信託が取得する当社株式数の上限は50,000株となります。なお、本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位および業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

なお、取締役等に付与されるポイント数は対象期間において50,000ポイント（うち取締役分として35,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるも

のと判断しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。)

また、取締役等に付与されるポイント数の上限に相当する株式数(50,000株)の発行済株式総数(2023年2月28日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.5%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、受益者確定日時点までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けます。なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合および役員としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計にポイント割当時の株価を乗じた金額を算定基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以 上

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、行動制限や水際対策の緩和により経済活動に回復の動きがみられました。しかしながら、ウクライナ情勢の悪化による資源価格の高騰や円安・金融資本市場の変動等の影響により、先行き不透明な状況が続きました。

当業界におきましては、コロナ禍における消費者需要の変化への対応が求められ、業界の垣根を越えた競争が激化する中、原材料やエネルギー価格の高騰、食品の相次ぐ値上げ等により消費者の節約志向が強まるなど、当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続きました。

このような中、当社は、「おいしいをカタチに」をテーマに新商品の開発や新業態の展開にも取り組み、さらなる品質の追求や事業拡大の推進、経営基盤の強化に努めてまいりました。

【テナント事業】

テナント事業におきましては、総合惣菜店舗として4店舗の新規出店を行うとともに、商品面では「からあげグランプリ(R)」において金賞を獲得した「でら旨！国産むね塩唐揚げ」や、日本食糧新聞社が主催する「ファベックス 惣菜・べんとうグランプリ」において優秀賞を獲得した「プルコギキンパ」を中心に、売場の核となる商品の販売強化に注力してまいりました。

洋風惣菜店舗では「eashion (イーション)」が2022年10月に20周年を迎え、記念商品の販売や記念セールを実施いたしました。店舗展開におきましては、従来のeashionとして1店舗の新規出店に加え、主軸商品である米飯に特化したコンパクトな出店スタイル「eashionBOWL (イーションボウル)」1店舗を新規出店したほか、期間限定の催事出店やキッチンカーの展開を行うなど、新規出店を加速していくための新たなチャレンジに取り組んでまいりました。

これらの結果、テナント事業の売上高は前期に比べ2.0%増収の426億84百万円となり、利益面では原材料価格やエネルギー関連価格の高騰などの影響は受けたものの、商品や経費の見直しに努めるとともに売上高の増加も寄与し、セグメント利益は前期に比べ7.3%増益の20億500百万円となりました。

【外販事業】

外販事業におきましては、人流の回復により全体の押し上げがベースとなる中で、ファミリーマート店舗においてはチルド惣菜シリーズ「ちょいデリ」やチルド弁当企画「肉弁当 四天王」が好調に推移したほか、「おにぎりキャンペーン」など各種カテゴリーの販促企画の実施効果もあり、納品量は安定して推移しました。

また、コンビニエンスストア以外にもユニー店舗やドン・キホーテ店舗を中心としたその他スーパーマーケットへの納品を一つの柱とするため、納品店舗数や納品アイテムの拡大などさらなる納品量増加に向けた取り組みを着実に進めてまいりました。

これらの結果、外販事業の売上高は前期に比べ7.1%増収の383億74百万円となり、利益面は売上高の増加に加え、自社および他社工場における生産品目の最適化の効果や経費の見直しなどが寄与し、6億35百万円のセグメント利益(前期は31百万円のセグメント利益)となりました。

以上の要因により、当事業年度の売上高は前期に比べ4.4%増収の810億59百万円となりました。また経常利益につきましては、前期に比べ32.5%増益の27億42百万円、当期純利益は、前期に比べ30.3%増益の17億20百万円となりました。

【事業区分別売上状況】

部 門	第 52 期 (前事業年度) (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)		第 53 期 (当事業年度) (2022年3月1日から 2023年2月28日まで)	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
テ ナ ント 事 業	百万円 41,827	% 53.9	百万円 42,684	% 52.7
外 販 事 業	35,802	46.1	38,374	47.3
合 計	77,630	100.0	81,059	100.0

【当事業年度 新設店舗】

・総合惣菜店舗 4店舗

1.リースデリ矢作店	愛知県岡崎市	<MEGAドン・キホーテUNY矢作店内>
2.コープこまつ店	石川県小松市	<コープこまつ内>
3.イーズマート錦糸町テルミナ店	東京都墨田区	<錦糸町テルミナ内>
4.リースデリ蓮田店	埼玉県蓮田市	<MEGAドン・キホーテ蓮田店内>

・洋風惣菜店舗 2店舗

1.eashionBOWL錦糸町テルミナ2店	東京都墨田区	<錦糸町テルミナ2ダイナー内>
2.eashionそごう千葉店	千葉県千葉市	<そごう千葉店内>

【当事業年度 閉鎖店舗】

・総合惣菜店舗 2店舗

※ 1.大覚寺店	静岡県焼津市	<ピアゴ大覚寺店内>
※ 2.アピタ伊那店	長野県伊那市	<アピタ伊那店内>

※はディベロッパの改装に伴う一時閉店2店舗であります。

② 設備投資の状況

当社における当事業年度の設備投資の総額は6億71百万円となり、その主なものは、次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメントの名称	設備の内容	投資金額
テナント事業	店舗の新設	78
テナント事業	店舗の改装、店舗設備等の更新等	160
外販事業	生産設備の更新および増強等	424
その他の	設備の更新等	7
合	計	671

③ 資金調達の状況

当事業年度において、特記すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

期別 区分	第 50 期 (2019年3月1日から 2020年2月29日まで)	第 51 期 (2020年3月1日から 2021年2月28日まで)	第 52 期 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)	第 53 期 (2022年3月1日から 2023年2月28日まで (当事業年度))
売上高(百万円)	84,703	75,529	77,630	81,059
経常利益(百万円)	1,795	524	2,069	2,742
当期純利益(百万円)	1,282	204	1,319	1,720
1株当たり当期純利益	132円23銭	21円11銭	136円45銭	177円86銭
総資産(百万円)	31,258	30,145	31,761	33,406
純資産(百万円)	23,297	23,220	24,449	25,912

- (注) 1. 当社は、取締役に対する株式報酬制度として「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、アフターコロナへと移行行く中、コロナ禍で抑制されていた消費活動の回復もあり、国内景気の上向きが期待される一方で、不安定な国際情勢や世界的な物価高騰を背景に景気後退の懸念もあり、引き続き先行き不透明な状況は続くものと予想されます。

当中食業界におきましても、消費者の新生活様式の定着とともに他業界との垣根を越えた競争はより一層激化し、依然として当社を取り巻く環境は厳しい状況が続きますが、当社は、惣菜市场が国内の食品分野の中で今後も拡大・発展が続く有望な市場であると認識しております。

このような中、当社は2023年3月に株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下、「P P I H」という）との間で業務提携契約を締結いたしました。P P I Hも惣菜分野が他社との差別化を進める上で戦略的に重要な分野と位置付ける中で、惣菜専門会社である当社の保有する製造拠点・店舗運営機能・商品開発とP P I Hグループが保有する販売・マーケティング・食材調達・商品開発などの機能を有機的に融合することで両社の企業価値向上に努めてまいります。

これらの取り組みの根幹にあるのは創業以来変わらず、食を担う企業としての徹底的な衛生管理、安全で安心できる美味しい商品づくり、気持ちの良い接客であり、さらに五感に訴えかける商品の開発や売場の創造、従業員の労働環境の整備などを通じて魅力ある企業へと成長することが重要だと認識しております。

第54期は「一味同心」をスローガンに掲げ、より多くのお客様に美味しさをお届けするために引き続き一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

当社は、弁当・寿司・おにぎり・惣菜等の製造、販売を主たる業務としております。

① テナント事業

スーパーマーケットを中心に、百貨店や駅商業施設等に総合惣菜店舗、洋風惣菜店舗および寿司専門店舗を出店し、弁当・寿司・惣菜等の製造、販売を行っております。また、外食店舗として回転寿司等を運営しております。

② 外販事業

コンビニエンスストアおよびスーパー等へ納品する弁当・おにぎり・惣菜等の製造や生活協同組合から夕食宅配の製造を受託しております。

(6) 主要な営業所および工場 (2023年2月28日現在)

- ① 本 社 愛知県名古屋市長区徳重三丁目107番地
 ② 店 舗 275店舗

(単位：店舗)

都道府県名	総合惣菜店舗	寿司専門店舗	洋風惣菜店舗	その他の店舗	計
福 島 県	1	—	—	—	1
茨 城 県	1	—	—	—	1
栃 木 県	2	—	—	—	2
群 馬 県	3	—	—	—	3
埼 玉 県	4	—	3	—	7
千 葉 県	3	—	6	—	9
東 京 都	7	—	12	—	19
神 奈 川 県	6	—	9	—	15
山 梨 県	2	—	—	—	2
長 野 県	3	1	—	—	4
新 潟 県	3	—	—	—	3
富 山 県	6	—	—	—	6
石 川 県	7	—	—	—	7
福 井 県	4	—	—	—	4
岐 阜 県	14	3	—	—	17
静 岡 県	17	5	3	—	25
愛 知 県	94	19	10	1	124
三 重 県	12	3	—	—	15
滋 賀 県	4	—	—	—	4
京 都 府	1	—	—	—	1
奈 良 県	2	1	—	—	3
大 阪 府	—	—	2	—	2
兵 庫 県	—	—	1	—	1
計	196	32	46	1	275

- ③ 工 場 13工場
 十 一 屋 工 場
 天 白 工 場
 岡 崎 工 場
 多 治 見 工 場
 京 都 工 場

愛知県名古屋市港区宝神一丁目172番地
 愛知県名古屋市天白区中坪町218番地
 愛知県岡崎市高橋町字宇多利1-1
 岐阜県多治見市根本町十二丁目100番地
 京都府八幡市下奈良一丁目1-1

羽 島 工 場	岐阜県羽島郡笠松町田代字若宮1117-1
東 海 工 場	愛知県東海市浅山三丁目119番地
横 浜 工 場	神奈川県厚木市上依知上ノ原3007番 2
京 都 南 工 場	京都府綴喜郡井手町大字井手小字扇畑15- 2
埼 玉 工 場	埼玉県狭山市大字根岸字中道通682- 1
松 戸 工 場	千葉県松戸市松飛台405
上 尾 工 場	埼玉県上尾市原市324番 1
袋井ファクトリー	静岡県袋井市山科字松田2875番 1

(7) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

使 用 人 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,157 (3,659)名	40.6歳	16.7年

事 業 区 分	使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
テナント事業	720 (2,349)名	12名減 (79名減)
外販事業	373 (1,298)名	10名減 (2名減)
全社(共通)	64 (12)名	1名減 (4名増)
合 計	1,157 (3,659)名	23名減 (77名減)

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除く)であり、()内は外数でサポート社員の2023年2月28日現在の在籍人員とパートタイマーおよびアルバイトのそれぞれ1人あたり1日8時間換算による月平均人員を合計したものであります。
2. 全社(共通)として記載している使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

当事業年度末における借入金はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年3月20日開催の取締役会において、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスとの間で業務提携を行うことを決議し、2023年3月31日付で業務提携契約を締結いたしました。

2. 株式の状況 (2023年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,000,000株 (自己株式321,962株を含む)
 (3) 株主数 15,610名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	3,817千株	39.44%
株 式 会 社 日 本 ア ク セ ス	730千株	7.54%
株 式 会 社 フ ァ ミ リ ー マ ー ト	411千株	4.25%
三 輪 幸 太 郎	309千株	3.20%
カ ネ 美 食 品 共 栄 会	298千株	3.08%
株 式 会 社 昭 和	271千株	2.80%
シ テ ィ グ ル ー プ 証 券 株 式 会 社	248千株	2.56%
株 式 会 社 ト ー カ ン	208千株	2.15%
テ ー ブ ル マ ー ク 株 式 会 社	207千株	2.14%
カ ネ 美 食 品 社 員 持 株 会	106千株	1.10%

- (注) 1. 当社は、自己株式を321,962株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の導入に伴い株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式4,803株は、自己株式に含めておりません。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	1,471 株	6 名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. (4)取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項 特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2023年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	青木 実	
代表取締役社長	園部 明義	
常務取締役執行役員	澤田 浩	財務・IR担当
取締役執行役員	中田 究	事業統括
取締役執行役員	葛山 浩之	業務統括(兼)総務人事本部長
取締役執行役員	小西 貴文	事業統括補佐(店舗事業担当)
取締役執行役員	濱村 健太	事業統括補佐(政策担当)
取締役執行役員	腰 和則	事業統括補佐(外販事業担当)
取締役	池田 桂子	池田総合法律事務所・池田特許事務所 弁護士・弁理士 中部日本放送株式会社 社外取締役 東邦瓦斯株式会社 社外監査役 日邦産業株式会社 社外取締役
常勤監査役	三矢本 利昭	
監査役	松岡 正明	公認会計士松岡正明事務所 所長 ミタチ産業株式会社 社外取締役 リンナイ株式会社 社外監査役
監査役	鈴木 郁雄	
監査役	浜屋 義幸	

- (注) 1. 取締役 池田桂子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 鈴木郁雄氏および浜屋義幸氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 松岡正明氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役の担当の異動
- | | |
|-------|---|
| 小西 貴文 | 2022年5月24日付で取締役執行役員 事業統括補佐 (店舗事業担当) に担当異動 |
| 濱村 健太 | 2022年5月24日付で取締役執行役員 事業統括補佐 (政策担当) に担当異動 |
| 腰 和則 | 2022年5月24日付で取締役執行役員 事業統括補佐 (外販事業担当) に担当異動 |
5. 2023年3月1日付の地位および担当の異動
- | | |
|-------|--|
| 濱村 健太 | 取締役執行役員 事業統括補佐 (政策担当) (兼) eashion推進本部長 |
|-------|--|
6. 当社は、取締役 池田桂子氏、監査役 鈴木郁雄氏および浜屋義幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款におきまして、社外取締役ならびに社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、現時点においては、責任限定契約を締結しておりません。当社定款に定める規定は次のとおりであります。

(社外取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(社外監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって被保険者が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用)、またこのほか現に損害賠償請求がなされていなくても損害賠償請求がなされる恐れがある状況が発生した場合に、被保険者がそれらに対応するために要する費用を当該保険契約より填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反や犯罪行為などに起因する損害は当該保険契約により填補されません。

当該保険契約の被保険者は取締役、監査役および執行役員であり、その保険料の全額を当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞 与	株式報酬	
取 締 役	171	152	15	3	9
(うち社外取締役)	(4)	(4)	(0)	(-)	(1)
監 査 役	29	25	3	-	4
(うち社外監査役)	(9)	(8)	(1)	(-)	(2)
合 計	200	178	19	3	13
(うち社外役員)	(13)	(12)	(1)	(-)	(3)

(注) 上記の業績連動報酬(賞与および株式報酬)は、当事業年度に係る報酬として支給を予定している額を示しております。

② 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与および株式報酬より構成され、その個々の報酬決定に際しては、経営状況、職務内容および社員給与とのバランス等を考慮して決定するものとしております。

なお、社外取締役への報酬は、基本報酬および賞与のみとし、株式報酬は支給対象外としております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、2021年11月22日に取締役会にて決議しております。

また、監査役の報酬は、基本報酬および賞与とし、監査役の協議により決定するものとしております。

(i) 基本報酬

月例の固定報酬であり、経営状況、職務内容および社員給与とのバランス等を考慮した上で、役員規程に基づき社員の基準内賃金の最高額を基準とし役位別に定めるものとしております。

(ii) 賞与

基本報酬の5ヵ月分を支給限度とし、事業年度毎の業績および経営計画に基づく目標達成度を勘案して算定された額を賞与として1事業年度毎の所定の時期に支給するものとしております。

賞与の額の算定の基礎として選定した業績指標は通期の売上高および当期純利益で、当社における直近の最重要経営課題の一つである企業の成長力の向上に係る経営成績を評価するため、当該2指標を事業年度毎の評価基準としております。当事業年度の通期見通しは売上高808億円、当期純利益15億30百万円であり、実績は売上高810億59百万円、当期純利益17億20百万円です。

(iii) 株式報酬

取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした報酬構成とするため、株式給付信託(BBT)を導入しております。

(制度の概要)

当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対し当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される制度であります。

各事業年度に関して、同規程に基づき前事業年度の業績を勘案して受給予定者である取締役に対し、賞与の一部を減額した上で1事業年度毎の所定の時期にポイント付与するものとしております。

付与するポイントについては、役位に基づく基準ポイントに部門別係数と業績係数を乗じて算出し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算され1事業年度毎の所定の時期に給付するものとしております。

(信託金額)

2016年3月末日で終了した事業年度から2020年2月末日で終了した事業年度までの5事業年度(以下、当該5事業年度の期間、および当該5事業年度の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という)およびその後の各対象期間を対象としており、当初の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、34百万円の高額を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当社株式10,000株を取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、原則として対象期間ごとに取得するために必要と認める資金を本信託に拠出いたします。

(取締役給付される当社株式等の数の上限)

取締役に付与されるポイント数の上限は対象期間において50,000ポイントであり、対象期間において本信託が取得する当社株式数の上限は50,000株であります。

(当社株式等の給付)

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、確定ポイント数に応じた数の当社株式を本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合および役員としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

③ 役員報酬等についての株主総会の決議

取締役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第24回定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は8名(うち社外取締役は0名。)です。

上記とは別に、2016年6月23日開催の第46回定時株主総会および2021年5月25日開催の第51回定時株主総会において、取締役(社外取締役は除く。)を対象とした株式給付信託(BBT)の導入と前記の基本条件を決議いただいております。第46回定時株主総会終結時点の取締役員数は5名(社外取締役は除く。)で、第51回定時株主総会終結時点の取締役員数は8名(社外取締役は除く。)です。

監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第24回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法

取締役の報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保しコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、2021年11月22日に独立社外役員を構成員の過半数とする指名・報酬委員会を設置しました。取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の諮問を受けて指名・報酬委員会において審議し、その答申に基づき取締役会において決定することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取 締 役	池 田 桂 子	池田総合法律事務所・池田特許事務所 中部日本放送株式会社 東邦瓦斯株式会社 日邦産業株式会社	弁護士・弁理士 社外取締役 社外監査役 社外取締役
監 査 役	鈴 木 郁 雄	該当なし	該当なし
監 査 役	浜 屋 義 幸	該当なし	該当なし

(注) 当社と兼職する法人等との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 お よ び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役	池 田 桂 子	当期開催の取締役会15回すべてに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行うとともに、業務推進の様々な局面において有益な助言も得られており、独立性と専門性を備えた幅広い見識をもって社外取締役として適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監 査 役	鈴 木 郁 雄	当期開催の取締役会15回すべてに出席、同じく監査役会12回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監 査 役	浜 屋 義 幸	当期開催の取締役会15回すべてに出席、同じく監査役会12回すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適正な職務の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との責任限定契約に関する規定を当社定款には設けておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役、使用人の企業倫理意識の向上、コンプライアンスのため「企業行動憲章」を定め、研修を実施、実行化する。
- ・コンプライアンスの観点から取締役および使用人を対象とした「内部通報制度」を設置し、これに反する行為等を早期に発見し、是正に努める。
- ・コンプライアンスの徹底を図るため、総務部において継続的に研修等を実施し、指導を行う。
- ・重要な法務問題およびコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士等の専門家と適宜協議し、指導を受けることとする。
- ・反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法律で作成・保管を義務づけられている文書、会社の重要な意思決定、重要な業務執行に関する文書等について、法令・社内規程に基づくそれぞれの保存年限に従って保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、個々のリスク(経営戦略面、業務運営面、環境面、安全・衛生面、災害面等のリスク)の責任部署において規則・ガイドライン等を制定し、研修を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ・取締役会の機能をより強化し、経営効率を強化するため、社長以下常勤取締役のメンバーが出席する連絡会を適時開催する。

- (5) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性ならびに実効性に関する事項**
- ・必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が協議して行う。
 - ・監査役の要請に基づいて監査役スタッフを配置する場合、監査役スタッフは当然、取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従うものとする。
- (6) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制および報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・取締役および使用人は、監査役(会)に対して、法令の規定事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告、連絡、相談等の状況を速やかに報告する。
 - ・監査役に報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
- (7) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (8) **その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役は、社長以下常勤取締役のメンバーが出席する連絡会、その他重要会議に出席し、取締役の職務執行に対し厳格な監督を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
 - ・監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) **コンプライアンスについて**

- ・代表取締役社長に直属する監査室を設けており、監査室長の指示のもと、各部門の業務監査を実施し、その監査結果を社長および監査役に報告しました。
- ・コンプライアンスに反する行為等の早期発見を目的に、監査室を窓口とした「内部通報制度」を設けており、通報により不正行為等が明らかになった場合には、速やかに是正措置および再発防止策を講じることのできる体制をとりました。
- ・顧問弁護士との連携を密にし、日常的な法務業務および重要な法務問題に関して適切な助言、指導を得ながら業務遂行しました。
- ・毎月1回総務部主導のリスク・コンプライアンスミーティングを開催し、発生しうるリスクやコンプライアンスについて、全社横断的に把握し、早期の対応・改善に取り組みました。

(2) **職務執行の適正性と効率性の確保について**

- ・当事業年度は15回の取締役会を開催し、経営方針および戦略に関する重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督等を実施しました。
- ・取締役会の機能をより強化し経営効率を強化するため、また経営環境の変化に対し迅速に対応するため、取締役会以外にも常勤取締役が出席する経営会議を開催し、情報交換および意思統一の場を設けました。

(3) **監査役の監査体制について**

- ・当事業年度は12回の監査役会を開催し、監査役会が定めた監査の方針や監査の計画等に基づき、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、協議ならびに決議を行いました。
- ・監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役は、その他重要会議に出席し、取締役会等の重要な会議における意思決定の状況および取締役会の決定に基づく代表取締役等による業務執行の状況に関し、適法性ならびに妥当性の視点から監査を行いました。
また、常勤監査役が監査室との連携により収集した情報等については、社外監査役との共有化を図り、組織的かつ効率的な監査をするよう努めました。
- ・会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するため、情報交換の場を適時設け、監査の効率性および実効性の向上を図りました。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|----------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>   |                   | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |                   |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>22,887,977</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>7,164,918</b>  |
| 現金及び預金               | 16,956,868        | 買掛金                    | 2,998,387         |
| 売掛金                  | 5,221,998         | 未払金                    | 1,233,866         |
| 製成品                  | 8,943             | 未払費用                   | 1,277,713         |
| 仕掛品                  | 19,975            | 未払法人税等                 | 621,400           |
| 原材料及び貯蔵品             | 429,826           | 未払消費税等                 | 279,232           |
| 前払費用                 | 70,815            | 預り金                    | 54,917            |
| 未収入金                 | 58,032            | 前受収益                   | 1,441             |
| テナント預け金              | 108,269           | 賞与引当金                  | 640,100           |
| その他                  | 13,246            | 役員賞与引当金                | 23,900            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>10,518,072</b> | 役員株式給付引当金              | 5,800             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>8,919,430</b>  | 資産除去債務                 | 28,160            |
| 建物                   | 3,824,071         | <b>固 定 負 債</b>         | <b>329,042</b>    |
| 構築物                  | 229,589           | リース債務                  | 12,430            |
| 機械及び装置               | 1,528,836         | 長期未払金                  | 1,557             |
| 車両運搬具                | 0                 | 資産除去債務                 | 309,904           |
| 工具、器具及び備品            | 304,396           | 長期預り保証金                | 5,028             |
| 土地                   | 2,887,081         | その他                    | 123               |
| リース資産                | 138,954           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>7,493,961</b>  |
| 建設仮勘定                | 6,500             | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>137,980</b>    | <b>株 主 資 本</b>         | <b>25,701,300</b> |
| ソフトウェア               | 137,980           | 資本金                    | 2,002,262         |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>1,460,662</b>  | 資本剰余金                  | 2,178,068         |
| 投資有価証券               | 432,773           | 資本準備金                  | 2,174,336         |
| 出資金                  | 2,030             | その他資本剰余金               | 3,731             |
| 長期前払費用               | 173,866           | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>22,528,735</b> |
| 前払年金費用               | 317,039           | 利益準備金                  | 81,045            |
| 繰延税金資産               | 205,838           | その他利益剰余金               | 22,447,689        |
| 差入保証金                | 325,063           | 別途積立金                  | 10,300,000        |
| 会員権                  | 4,050             | 繰越利益剰余金                | 12,147,689        |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>33,406,050</b> | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△1,007,765</b> |
|                      |                   | 評価・換算差額等               | 210,788           |
|                      |                   | その他有価証券評価差額金           | 210,788           |
|                      |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>25,912,088</b> |
|                      |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>33,406,050</b> |

# 損益計算書

( 2022年3月 1日から  
2023年2月28日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 81,059,326 |
| 売上原価         | 67,694,492 |
| 売上総利益        | 13,364,833 |
| 販売費及び一般管理費   | 10,678,609 |
| 営業利益         | 2,686,224  |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 27         |
| 受取配当金        | 19,556     |
| 不動産賃貸料       | 6,198      |
| 受取保険金        | 3,374      |
| 助成金収入        | 15,060     |
| その他          | 16,884     |
|              | 61,101     |
| 営業外費用        |            |
| 不動産賃貸原価      | 753        |
| 雑損           | 2,576      |
| その他          | 1,105      |
|              | 4,435      |
| 経常利益         | 2,742,889  |
| 特別利益         |            |
| 投資有価証券売却益    | 19,519     |
| 特別損失         |            |
| 固定資産売却損      | 29,333     |
| 固定資産除却損      | 7,875      |
| 減損           | 131,670    |
|              | 168,878    |
| 税引前当期純利益     | 2,593,530  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 787,207    |
| 法人税等調整額      | 85,933     |
| 当期純利益        | 1,720,389  |

## 株主資本等変動計算書

（ 2022年3月1日から  
2023年2月28日まで ）

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |          |           |           |            |            |            |
|---------------------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                     | 資本金       | 資 本 剰 余 金 |          |           | 利 益 剰 余 金 |            |            |            |
|                     |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | 利益準備金     | その他利益剰余金   |            | 利益剰余金合計    |
|                     |           |           |          |           | 別途積立金     | 繰越利益剰余金    |            |            |
| 当期首残高               | 2,002,262 | 2,174,336 | 3,731    | 2,178,068 | 81,045    | 10,300,000 | 10,649,895 | 21,030,940 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |           |           |          |           |           |            |            |            |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 2,002,262 | 2,174,336 | 3,731    | 2,178,068 | 81,045    | 10,300,000 | 10,649,895 | 21,030,940 |
| 剰余金の配当              |           |           |          |           |           |            | △222,594   | △222,594   |
| 当期純利益               |           |           |          |           |           |            | 1,720,389  | 1,720,389  |
| 自己株式の取得             |           |           |          |           |           |            |            |            |
| 株式給付信託による自己株式の処分    |           |           |          |           |           |            |            |            |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |          |           |           |            |            |            |
| 当期変動額合計             | -         | -         | -        | -         | -         | -          | 1,497,794  | 1,497,794  |
| 当期末残高               | 2,002,262 | 2,174,336 | 3,731    | 2,178,068 | 81,045    | 10,300,000 | 12,147,689 | 22,528,735 |

|                     | 株 主 資 本    |            | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計      |
|---------------------|------------|------------|--------------|------------|------------|
|                     | 自己株式       | 株主資本合計     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当期首残高               | △1,012,842 | 24,198,429 | 250,843      | 250,843    | 24,449,273 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |            |            |              |            | -          |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | △1,012,842 | 24,198,429 | 250,843      | 250,843    | 24,449,273 |
| 剰余金の配当              |            | △222,594   |              |            | △222,594   |
| 当期純利益               |            | 1,720,389  |              |            | 1,720,389  |
| 自己株式の取得             | △27        | △27        |              |            | △27        |
| 株式給付信託による自己株式の処分    | 5,104      | 5,104      |              |            | 5,104      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |            |            | △40,055      | △40,055    | △40,055    |
| 当期変動額合計             | 5,076      | 1,502,871  | △40,055      | △40,055    | 1,462,815  |
| 当期末残高               | △1,007,765 | 25,701,300 | 210,788      | 210,788    | 25,912,088 |

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない  
株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

#### (2) 棚卸資産

製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法 ただし、生鮮品は最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 2～50年 |
| 構築物       | 2～30年 |
| 機械及び装置    | 2～10年 |
| 車両運搬具     | 4年    |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額の当該事業年度負担額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に充てるため、役員賞与支給見込額の当該事業年度負担額を計上しております。

#### (3) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当該事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき当該事業年度負担額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、3年による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。  
なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しており、前払年金費用として計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、弁当・寿司・おにぎり・惣菜等の製造、販売を主たる業務としており、テナント事業においては、当社がスーパーマーケット・百貨店・駅ビル等の商業施設等に総合惣菜店舗、寿司専門店舗及び洋風惣菜店舗を出店し、顧客との契約に基づいて寿司・惣菜等の製造、販売を行うことを履行義務としております。また、外販事業においては、顧客との契約に基づき、主として当社がコンビニエンスストアの加盟店向けに弁当・おにぎり・惣菜等の製造、納品を行うことを履行義務としております。

これら製品の販売に係る履行義務が、顧客との契約に基づいて製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することで充足されると判断しておりますが、外販事業においては、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項の代替的な取扱いに基づき、出荷基準で収益を認識しております。

収益は、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われる場合を除き、テナント出店手数料等の顧客に支払われる対価を取引価額から減額した金額で測定しております。

当社の、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヵ月以内に受領しているため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は発生事業年度の費用として処理をしております。

#### 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首繰越利益剰余金に与える影響はありません。また、当会計基準の適用による計算書類への影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の注記を行うことといたしました。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、弁当・寿司・おにぎり・惣菜等の製造、販売を主たる業務としており、テナント事業及び外販事業の2事業を営んでおります。テナント事業は、当社がスーパーマーケット等に総合惣菜店舗、寿司専門店及び洋風惣菜店舗を出店し、寿司・惣菜等の製造、販売を行うほか、外食店舗として和食レストラン及び回転寿司の運営を行っております。外販事業は主として当社がコンビニエンスストアの加盟店向けに弁当・おにぎり・惣菜等の製造、納品を行っております。

顧客との契約から生じる収益(全て一時点で移転される財又はサービス)の分解情報については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | テナント事業     | 外販事業       | 合計         |
|---------------|------------|------------|------------|
| 顧客との契約から生じる収益 | 42,684,347 | 38,374,978 | 81,059,326 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社においては、契約資産及び契約負債として認識すべき残高はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格が含まれていない重要な金額はありません。



## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

### 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 8,919,430千円

減損損失 131,670千円

#### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、減損が生じている可能性を示す事象である減損の兆候がある場合には、減損損失の認識の要否を算定しております。

この判定における資産のグルーピングは、テナント事業、外販事業それぞれにおける管理会計上の区分に基づき、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗等、外販事業は各工場を基本単位としております。

減損損失の認識の要否の判定にあたっては、取締役会において承認された将来の事業計画に基づき見積られた各資産グループの使用価値又は各資産グループの不動産の正味売却価額に基づき算定された割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しております。当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。回収可能価額は、使用価値もしくは正味売却価額のいずれか大きい方の金額としております。また、各資産グループが保有する不動産の正味売却価額は、外部の不動産鑑定士から入手した結果に基づき算出しております。

当事業年度において、テナント事業における一部店舗等及び外販事業における一部工場について減損の兆候があると判断し、当該資産グループについて減損損失の認識の要否の判定を行っております。その結果、減損損失の計上が必要と判定されたテナント事業の店舗等については、個々の店舗等の固定資産の金額に重要性が乏しく、使用価値により測定した将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定し、当該資産の帳簿価額を減損損失として計上しております。また、減損損失の計上が必要と判定された外販事業の工場については、回収可能価額を使用価値又は正味売却価額により測定し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、外販事業の一部工場については、減損損失の認識の要否の判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ることが確認できたことから、減損損失を計上しておりません。

##### ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識の要否の判定における割引前将来キャッシュ・フローは取締役会において承認された将来の事業計画に基づき見積られますが、当該事業計画の策定の前提となる重要な仮定には、主たる得意先の出店政策及び各得意先の属する流通業界、コンビニエンス業界の動向等が含まれます。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

減損損失の認識の要否の判定における割引前将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる重要な仮定には高い不確実性が存在するため、今後において新たな変異型ウイルス等による感染拡大状況や、将来の各資産グループを取り巻く経営環境に変化が生じた場合、減損損失の認識の要否の判定を見直す必要が生じ、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

## 追加情報

(取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」について)

当社は、2016年6月23日開催の第46回定時株主総会及び2021年5月25日開催の第51回定時株主総会決議に基づき、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

### (1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託が当社株式を取得し、役員株式給付規程に従って、当社取締役に対し、信託を通じて当社株式が給付される業績連動型の株式報酬制度です。

本制度に関する会計処理については、企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を参考に取締役に対しても同取扱いを読み替えて適用し、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

なお、役員株式給付規程に基づく当社取締役への当社株式の給付に備えるため、当該事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は16,666千円及び4,803株であります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

|           |             |
|-----------|-------------|
| 建物        | 7,702,641千円 |
| 構築物       | 1,779,076   |
| 機械及び装置    | 6,807,980   |
| 車両運搬具     | 759         |
| 工具、器具及び備品 | 1,873,689   |
| リース有形資産   | 127,339     |

### 2. 監査役に対する金銭債務

|      |       |
|------|-------|
| 金銭債務 | 314千円 |
|------|-------|

## 損益計算書に関する注記

### 減損損失

当事業年度において、テナント事業の一部店舗等及び外販事業の米飯加工工場の一部設備において投資額に見合った収益性を確保することは困難であり、今後において投資額の回収が見込めないと判断されるため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(131,670千円)として特別損失に計上したものであります。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数  | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数   |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 10,000,000株 | －株         | －株         | 10,000,000株 |
| 合計    | 10,000,000株 | －株         | －株         | 10,000,000株 |

### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類       | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式<br>(注) | 328,226株   | 10株        | 1,471株     | 326,765株  |
| 合計          | 328,226株   | 10株        | 1,471株     | 326,765株  |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加10株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少1,471株は、株式給付信託制度により当社取締役に対し当社株式を給付したものであります。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|-----------|----------|------------|-------------|
| 2022年5月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 87,102千円  | 9.0円     | 2022年2月28日 | 2022年5月25日  |
| 2022年10月11日<br>取締役会  | 普通株式  | 135,492千円 | 14.0円    | 2022年8月31日 | 2022年10月28日 |

(注) 2022年5月24日定時株主総会及び2022年10月11日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式に対する配当金がそれぞれ56千円、67千円含まれておりません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの上記事項については、次のとおり決議を予定しております。

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の総額    | 配当の原資     | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|-----------|----------|------------|------------|
| 2023年5月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 212,916千円 | 利益<br>剰余金 | 22.0円    | 2023年2月28日 | 2023年5月25日 |

(注) 2023年5月24日定時株主総会決議予定の配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式に対する配当金105千円が含まれております。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産       |           |
| 賞与引当金        | 195,870千円 |
| 賞与未払社会保険料    | 30,615    |
| 未払事業税        | 50,607    |
| 退職給付信託拠出額    | 81,610    |
| 資産除去債務       | 103,447   |
| 長期未払金        | 96        |
| 減損損失         | 584,388   |
| 投資有価証券評価損    | 59,675    |
| 会員権評価損       | 9,136     |
| その他          | 54,773    |
| 繰延税金資産小計     | 1,170,221 |
| 評価性引当額       | △803,166  |
| 繰延税金資産合計     | 367,055   |
| 繰延税金負債       |           |
| 前払年金費用       | 97,014    |
| その他有価証券評価差額金 | 20,570    |
| その他          | 43,631    |
| 繰延税金負債合計     | 161,216   |
| 繰延税金資産の純額    | 205,838   |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 法定実効税率            | 30.6% |
| (調整)              |       |
| 住民税均等割等           | 4.0   |
| 交際費               | 1.0   |
| 評価性引当額増減額         | △2.1  |
| その他               | 0.1   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 33.6  |

## リースにより使用する固定資産に関する注記

### 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### (1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、外販事業の工場において使用しておりますラベルプリンター及びラベル検査装置(「機械及び装置」)であります。

#### (2) リース資産の減価償却方法

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

### 2. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|     |           |
|-----|-----------|
| 1年内 | 133,091千円 |
| 1年超 | 735,585   |
| 合計  | 868,677   |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な運転資金を差引いた後の余剰資金の運用については、元本の安全性の確保を最重要視し、リスクを極力避ける運用をするものとしております。

資金調達については、金融機関からの借入金等、調達する時点で最も効率的と判断される方法で実行するものとしております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。不測の損害が生じないようにするため、与信管理上の手続及び取扱基準を定め、売掛金の残高管理とともに異常が認められた場合は営業担当部門を通じて実態を把握するものとしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、把握された時価は四半期毎に取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、主として締後1ヵ月以内の支払期日としており、短期間で決済されるものであります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### (4) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち72.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の決算日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                   | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------------|---------------|---------|---------|
| 投資有価証券<br>その他有価証券 | 432,773       | 432,773 | —       |
| 資産計               | 432,773       | 432,773 | —       |

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分                      | 時価 (千円) |      |      |         |
|-------------------------|---------|------|------|---------|
|                         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 432,773 | —    | —    | 432,773 |
| 資産計                     | 432,773 | —    | —    | 432,773 |

### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

| 種類                   | 会社等の名称                                      | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業                                            | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係                | 取引の内容              | 取引金額<br>(千円)            | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|----------------------|---------------------------------------------|------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------|--------------------|-------------------------|-----|--------------|
| その他の関係会社             | 株式会社<br>パン・パシフィック・<br>インターナショナル<br>ホールディングス | 23,217,000       | グループ会社<br>株式保有による<br>グループ経営<br>企画・管理、<br>子会社の管理業<br>務受託等 | 39.4                  | 同社の子会社に<br>当社製品の<br>委託販売 | -                  | -                       | -   | -            |
| 主要株主                 | 株式会社<br>ファミリーマート                            | 16,658,806       | フランチャイズ<br>システムによる<br>コンビニエンス<br>ストア事業                   | 4.2                   | 当社製品の<br>販売              | 当社製品の販売<br>配送料等の支払 | 15,056,286<br>1,129,978 | -   | -            |
| その他の<br>関係会社の<br>子会社 | ユニー<br>株式会社                                 | 100,000          | 総合小売業                                                    | -                     | 当社製品の<br>委託販売            | 当社製品の<br>委託販売      | 28,733,508              | 売掛金 | 979,751      |
|                      | UDリテール<br>株式会社                              | 1,500            | ディス<br>カウント型<br>総合小売業                                    | -                     | 当社製品の<br>委託販売            | 当社製品の<br>委託販売      | 6,607,531               | 売掛金 | 236,039      |
|                      | 株式会社<br>ドン・キホーテ                             | 100,000          | 総合ディス<br>カウント<br>ストア事業                                   | -                     | 当社製品の<br>販売              | 当社製品の<br>販売        | 681,372                 | 売掛金 | 86,842       |
|                      | 株式会社<br>長崎屋                                 | 100,000          | ディス<br>カウント型<br>総合小売業                                    | -                     | 当社製品の<br>委託販売            | 当社製品の<br>委託販売      | 54,855                  | 売掛金 | 12,837       |

- (注) 1. 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスが実施した当社の普通株式に対する公開買付に株式会社ファミリーマートが応募した結果、2022年8月16日をもって株式会社ファミリーマートは当社の主要株主に該当しないこととなりました。そのため、上記数値は当該時点までの数値を集計しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
ユニー株式会社、UDリテール株式会社、株式会社ドン・キホーテ及び株式会社長崎屋に対する当社製品の販売価額については、市場価格を勘案して決定しております。また、株式会社ファミリーマートに対する当社製品の販売価額については、市場価格を勘案して同社と取引している他の企業と同様の条件によっております。

## 1 株当たり情報に関する注記

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,678円74銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 177円86銭   |

(注) 株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。



## 重要な後発事象に関する注記

当社は、2023年3月20日開催の取締役会において、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下、「P P I H」といいます。）との間で、業務提携を行うことを決議し、2023年3月31日付で業務提携契約を締結いたしました。

### (1) 業務提携の背景と目的

当社は、惣菜市場が国内の食品分野の中で今後も拡大・発展が続く有望な市場であると認識しており、また、P P I Hは惣菜分野が他社との差別化を進める上で戦略的に重要な分野と位置付けております。惣菜専門会社である当社の保有する製造拠点・店舗運営機能・商品開発とP P I Hグループが保有する販売・マーケティング・食材調達・商品開発などの機能を有機的に融合し、惣菜分野における業務提携の具体的な方法を確認していくため、本契約を締結することといたしました。

本契約に基づき、各事業における業務提携についての協議を行い、両社の企業価値向上に努めてまいります。

### (2) 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスの概要

|                   |                                            |
|-------------------|--------------------------------------------|
| 名 称               | 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス            |
| 所 在 地             | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号                         |
| 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名 | 代表取締役社長 吉田 直樹                              |
| 事 業 内 容           | グループ会社株式保有によるグループ経営企画・管理、子会社の管理業務受託、不動産管理等 |
| 資 本 金             | 23,217百万円（2022年6月30日現在）                    |
| 設 立 年 月 日         | 1980年9月5日                                  |

### (3) 業績に与える見通し

本業務提携による翌事業年度の業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、中長期的には当社の業績及び企業価値の向上に資するものと考えております。

## 退職給付関係の注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

#### (1) 確定給付制度

確定給付制度では、勤務期間、職能等級及び管理職点に基づいた一時金又は年金を支給します。

また、確定給付制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない退職金を支払う場合があります。

(2) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、41,247千円であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |             |
|--------------|-------------|
| 退職給付債務の期首残高  | 4,531,202千円 |
| 勤務費用         | 280,801     |
| 利息費用         | 22,656      |
| 数理計算上の差異の発生額 | △163,321    |
| 退職給付の支払額     | △167,183    |
| 退職給付債務の期末残高  | 4,504,155   |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|              |             |
|--------------|-------------|
| 年金資産の期首残高    | 5,100,335千円 |
| 期待運用収益       | 76,505      |
| 数理計算上の差異の発生額 | △105,613    |
| 事業主からの拠出額    | 179,483     |
| 退職給付の支払額     | △167,183    |
| 年金資産の期末残高    | 5,083,528   |

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が、期首残高に270,016千円、期末残高に258,948千円それぞれ含まれております。

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表
- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 4,504,155千円 |
| 年金資産                | △5,083,528  |
|                     | △579,373    |
| 非積立型制度の退職給付債務       | —           |
| 未積立退職給付債務           | △579,373    |
| 未認識数理計算上の差異         | 262,333     |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △317,039    |
| 前払年金費用              | △317,039    |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △317,039    |
- (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用            | 280,801千円 |
| 利息費用            | 22,656    |
| 期待運用収益          | △76,505   |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | △141,646  |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 85,305    |
- (5) 年金資産に関する事項
- ① 年金資産の主な内訳
- 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。
- |         |       |
|---------|-------|
| 国内債券    | 24.6% |
| 国内株式    | 4.1   |
| 外国債券    | 7.6   |
| 外国株式    | 4.1   |
| 一般勘定    | 38.0  |
| オルタナティブ | 15.2  |
| 短期資金    | 1.4   |
| その他     | 5.0   |
| 合計      | 100.0 |
- (注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が5.0%含まれております。
- ② 長期期待運用収益率の設定方法
- 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。
- (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
- 当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
- |           |      |
|-----------|------|
| 割引率       | 0.9% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5% |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月14日

カネ美食品株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神野 敦生

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 滝川 裕介

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カネ美食品株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月17日

カネ美食品株式会社 監査役会

常勤監査役 三矢本 利 昭 ㊞

監査役 松 岡 正 明 ㊞

社外監査役 鈴 木 郁 雄 ㊞

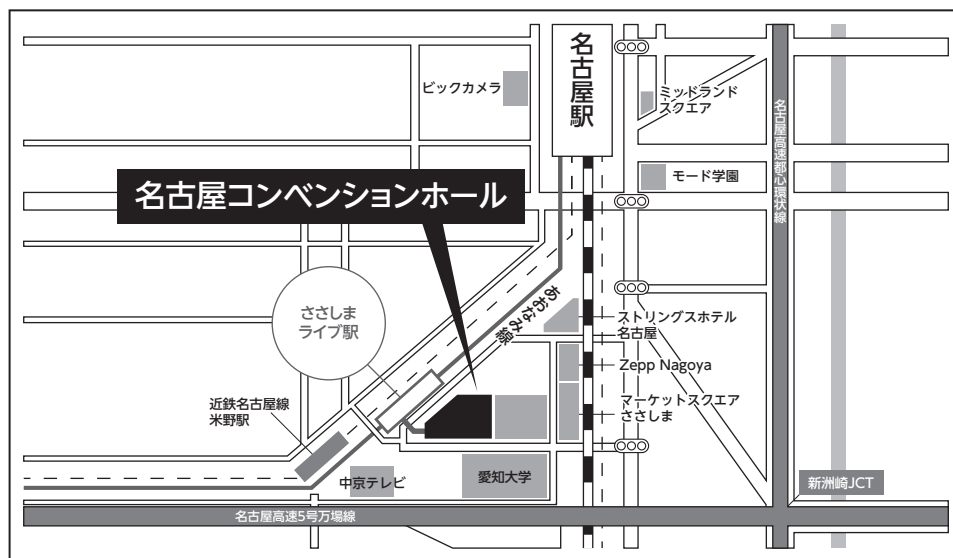
社外監査役 浜 屋 義 幸 ㊞

以 上

## 株主総会会場ご案内図

- 会 場 名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート  
名古屋コンベンションホール 3階メインホール  
電話番号 052-433-1488
- 交 通 あおなみ線「ささしまライブ駅」より徒歩約3分  
※歩行者デッキにて2階エントランスに直結

■駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。



### NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。  
右図を読み取りください。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。